

# 介護保険における 住宅改修費の支給制度



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険では、介護認定を受けた方にとってより暮らしやすくすることを目的として、下記のいずれかの項目に該当する住宅改修について、その経費の一部を支給しています。

## 介護保険で支給対象となる住宅改修は？

### ● 住宅改修の種類／対象とする住宅改修の詳細

#### 手すりの取り付け



廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け

#### 段差の解消



スロープの設置、敷居の撤去、床のかさ上げ 等

#### 引き戸等への扉の取替え



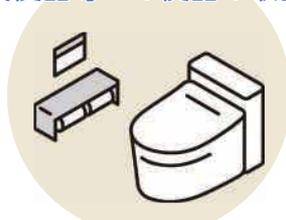
開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取替え、ドアノブの変更 等

#### 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更



滑りにくい床材への変更、床材の表面の加工 等

#### 洋式便器等への便器の取替え



和式便器から洋式便器へ取替え、洋式便器のかさ上げ 等

#### その他、住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 等

● **対象となる方** 要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた方

● **支給額** 介護認定の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修で支払った額の9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)相当額

## 支給の申請は必ず工事着工前に！

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、**工事着工前に福祉介護課へ事前申請**をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャー、または事業所所属の福祉住環境コーディネーター等に相談してください。

